

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月29日
【会社名】	日立電線株式会社
【英訳名】	Hitachi Cable, Ltd.
【代表者の役職氏名】	執行役社長 高橋 秀明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
【電話番号】	(03)6381-1045
【事務連絡者氏名】	ビジネスサポート本部法務部門法務部長 吉岡 勇士
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
【電話番号】	(03)6381-1045
【事務連絡者氏名】	ビジネスサポート本部法務部門法務部長 吉岡 勇士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

当社は、平成24年10月29日開催の取締役会において、住友金属鋁山株式会社（以下「住友金属鋁山」といいます。）が設立する子会社（以下「本新設会社」といいます。）に対して、平成25年4月1日付（予定）で、当社のリードフレーム事業を会社分割（吸収分割）の方法により承継させるとともに、住友金属鋁山から本新設会社の株式の譲渡を受けることにより本新設会社の株式の49%を保有することとなる契約を締結することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収分割の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	SHマテリアル株式会社（仮称）
本店の所在地	未定
代表者の氏名	未定
資本金の額	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	リードフレーム製品及び関連製品の製造・販売

（注）各項目の記載内容は本新設会社の設立時に予定されているものです。なお、設立時期は未定です。

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

本新設会社は設立前の会社であり、最初の決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

住友金属鋁山 100%（予定）

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 住友金属鋁山の100%出資の子会社として設立される予定であり、設立時点で当社との資本関係は予定されておりません。

人的関係 未定

取引関係 未定

(2) 当該吸収分割の目的

これまで半導体市場の成長を背景として拡大してきたリードフレーム業界は、近年の市場成熟化に伴い厳しい環境にあります。住友金属鋁山のリードフレーム事業は一般ICやトランジスタ分野に、一方、当社のリードフレーム事業はパワー系半導体分野を主体に経営の効率化を図り、事業体質の強化に取り組んで参りました。しかし、為替の円高基調が定着するなか激化する競争に勝ち抜くためには、一層の業務の合理化・効率化による競争力強化が必要となっております。このような状況認識の下、当社及び住友金属鋁山は、製造拠点の最適化、相互の商流を活かした拡販による競争優位の強化、技術の相互補完・融合により、リードフレーム事業の競争力を強化し更なる顧客サービス向上を図ることが必要であると判断し、両社のリードフレーム事業を統合することを決定いたしました。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

① 吸収分割の方法

締結予定の吸収分割契約書の定めるところにより、当社の有するリードフレーム事業に係る資産、負債及び権利義務（ただし、雇用関係を除きます。）を承継対象とし、当社を分割会社、本新設会社を承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行います。なお、本吸収分割に先立ち、本吸収分割と同日付で住友金属鋁山の有するリードフレーム事業に係る資産、負債及び権利義務（ただし、雇用関係を除きます。）を承継対象とし、住友金属鋁山を分割会社、本新設会社を承継会社とする吸収分割（以下「住友金属鋁山分割」といい、本吸収分割と併せて以下「本リードフレーム分割」といいます。）を行います。本リードフレーム分割の効力発生日と同日付で、住友金属鋁山から当社への本新設会社株式の譲渡が予定されております。

② 吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会	未定
吸収分割契約書締結日	未定
吸収分割契約承認株主総会	未定（本新設会社）
本吸収分割の効力発生日	平成25年4月1日（予定）

- (注1) 住友金属鉱山は、本吸収分割に先立ち、住友金属鉱山の完全子会社として、リードフレーム事業の受皿会社（承継会社）となる本新設会社を設立する予定です（本新設会社の設立年月日は未定です。）。
- (注2) 分割会社である当社においては、会社法第784条第3項に規定する簡易吸収分割に該当するため、吸収分割契約承認株主総会を開催いたしません。
- (注3) 本吸収分割の効力発生日と同日付で、住友金属鉱山から当社への本新設会社株式の譲渡が予定されております。

③ 吸収分割に係る割当ての内容

本新設会社は、本吸収分割に際し、普通株式200,000株を当社に割当交付する予定です。なお、本吸収分割の効力発生日と同日付で、住友金属鉱山はその保有する本新設会社の普通株式922,400株のうち349,976株を当社に譲渡する予定です。その結果、本新設会社の発行済株式総数1,122,400株に対する当社及び住友金属鉱山の持株比率は、それぞれ49%及び51%となります。

④ その他の吸収分割契約の内容

未定

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

① 算定の基礎及び経緯

本リードフレーム分割の株式割当比率の算定にあたって、その公正性・妥当性を担保するための措置として、住友金属鉱山は大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、当社はデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー株式会社（以下「トーマツ」といいます。）を、株式割当比率算定のための第三者算定機関として選定し、株式割当比率の算定を依頼しました。

大和証券は住友金属鉱山及び当社それぞれについて、インカム・アプローチとしてディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用し、住友金属鉱山分割により新たに発行される本新設会社の株式総数を1とした場合に住友金属鉱山分割に際して住友金属鉱山に割り当てられる新会社の株式割当比率の算定を行いました。

採用方法	株式割当比率の評価レンジ
DCF法	0.718～0.835

トーマツは、住友金属鉱山及び当社それぞれについて、インカム・アプローチとしてDCF法を採用し、本吸収分割により新たに発行される本新設会社の株式総数を1とした場合に本吸収分割に際して当社に割り当てられる本新設会社の株式割当比率の算定を行いました。

採用方法	株式割当比率の評価レンジ
DCF法	0.138～0.264

これらの算定機関から取得した算定結果を参考に、それぞれ各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、各社で株式割当比率について慎重に協議を重ねました。その結果、各社は本リードフレーム分割における株式割当比率が妥当であり、各社の株主の利益に資すると判断し、合意に至りました。なお、上記株式割当比率は、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じる場合には、各社で協議の上、変更することがあります。

② 算定機関との関係

第三者算定機関である大和証券及びトーマツは、いずれも住友金属鉱山及び当社の関連当事者には該当いたしません。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	SHマテリアル株式会社（予定）
本店の所在地	未定
代表者の氏名	未定
資本金の額	1,000百万円（予定）
純資産の額	8,090百万円（予定）
総資産の額	10,815百万円（予定）
事業の内容	リードフレーム製品及び関連製品の製造・販売

（注） 上記純資産の額及び総資産の額は、平成24年3月31日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際の金額は上記金額と異なる可能性があります。

以 上